

昭和三十一年五月十五日(金曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

- 委員長 久野 忠治君
- 理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君
- 理事坂田 道太君 理事長谷川 峻君
- 理事二宮 武夫君 理事三木 喜夫君
- 理事山中 吾郎君

- 木村 武雄君 熊谷 義雄君
- 谷川 和穂君 床次 徳二君
- 中村庸一郎君 橋本龍太郎君
- 松田竹千代君 落合 寛茂君
- 川崎 寛治君 實川 清之君
- 長谷川正三君 鈴木 一君

- 出席國務大臣 文部大臣 灘尾 弘吉君
- 出席政府委員 総理府技官 谷藤 正三君
- (首都圏整備委員会事務局長) 文部事務次官 八木 徹雄君
- 文部事務官 蒲生 芳郎君
- (大臣官房長) 文部事務官 福田 繁君
- (初等中等教育局長) 文部事務官 小林 行雄君
- 文部事務官(大学学術局長) 杉江 清君
- (管理局長) 文部事務官 宮地 茂君
- 文部事務官(文部財保護委員会事務局長) 委員外の出席者

- 総理府事務官 牧 義一君
- (公正取引委員会審査部長) 建設技官 大塚 全一君
- (都市局技術参事官)

- (建設技官) 井上 孝君
- (都市局企画課長) 三野 定君
- (道路局企画課長) 門 員 田中 彰君

五月十三日

委員谷川和穂君及び松山千恵子君辞任につき、その補欠として池田正之輔君及び園田直君が議長の名目で委員に選任された。

同日 委員池田正之輔君及び園田直君辞任につき、その補欠として谷川和穂君及び松山千恵子君が議長の名目で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

文教行政の基本施策に関する件(学校教育及び文化財保護に関する問題)

○久野委員長 これより会議を開きます。文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。落合寛茂君。

○落合委員 筑波地区研究学園都市建設計画につきまして、その基礎的条件としての諸問題について質問をいたし

ます。かねて本件に対しては各方面から質問をいただきましたが、この問題に首を突っ込んでみますと、突っ込めば突っ込むほど重大性を思わせられるのであります。この際私といたしましては、その区域内に住んでおられるものとい

ても、あくまでも検討に検討を重ねるべきだと思っております。御承知のように、本件が閣議了解事項としまして、四千ヘクタールという広大な土地を対象にしまして、国家事業としても首都

東京の人口解決、住居問題その他、今回の研究学園都市としましては、文化、保健、防災等、あらゆる面におきまして、理想的な、前例のない都市を新設するということをうたって出発し

たこの研究学園都市建設計画であります。ところが地元への反対その他悪条件が少し続きまして、今日その規模は縮小されて、飛び地的な土地六百五十万坪に縮小されるに至ったために、最初

の理想的な学園都市づくりは姿を消した観があります。そこへ新たな問題がそれに関連して出てきたような次第であります。首都圏整備委員会や科学技術庁がうたっておられます看板は、今度の都市は世界的水準の研究都市にするんだと誇示されておるのであります

ことで受ける影響は一体どんなことかということをお尋ねいたしたのであります。

またもう一つ、これは地元といたしましては非常に懸念をしておるところであります。一体区画整理地区はどのようにして都市化するのか、いわゆる個人個人にうちを建てさせて、十年

後に十六万程度の都市を形づくるようにするのか、あるいはこれは一様に十六万の、都民の住めるような住宅を国として建設するような方針なのか、あ

るいはまた、その地区内に住んでおられます今日農業に従事しております農民がたくさんおるのであります。その営業と生活は一体どうなっていくのか、また果は土地収用法の発動をさき

ごろ要請したように聞きますが、国はこれに応ずるのかどうか、また買収による施設用地は以前と違いました、今回の計画では明らかに飛び地になっていくけれども、その形態ではたして理想的な研究学園地区としてこれが活用できるのかどうか、なお、国のこの程度の要請で、現在までこれに応じた研究所とかあるいは大学等について、ひとつお答えを願いたいと思ひます。

○谷藤政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず第一に、研究学園都市の規模の問題でございますが、最初に打ち出しました四千ヘクタールという形は、全体のマスタープランをつくりまして、その中で学校用地とかあるいは官庁用

地あるいは住宅施設、民間研究施設というふうな形で全体の姿を描いたのが四千ヘクタールでございます。その中で実際の施設用地として使いましたのは約四百八十万坪、残りの六百方坪以上の土地につきましては、国際的な研究機関の総合的な意思といたしまして、緑と空間と太陽が全体の六割を占めるような形でマスタープランというもの

は描かれておったわけであります。ところが実際の地元との交渉の過程におきまして、御承知のように純農地帯でございまして、東京近郊のように市街地化することが直ちに自分たちの利益になるというふうな形で反映する

ような場所じ、ありませんために、農地に対してはあくまでも確保したい、こういうふうな地元の意向が非常に強くならしまして、それならばそういう農地はさわらないようにいたしました。したがって、山林地帯を主体にいたしました。施設用地を組むということに改めたわけでございます。公共施設、公益施設、その他のものを加えまして、今度の用地といたしましては、

第一次計画として六百五十万坪について組織したい。したがって、あと残りの地域につきましては、都市計画的に見まして、純農地帯、つまり農耕地帯といたしまして農地転用を押えるような方法でいくか、あるいはまた空地地区といたしまして、建蔽率を押えることによって宅地化できないような形にしておくか、そういうことによりまし

て、今後の第二次、第三次の計画に對します準備をいたします。したがって、将来計画をいたしましては、全体の約一千万坪につきましては、将来市街地ができるような態勢に残しておくといいことで一応考えておるわけでございます。ですから、施設の過程をいたしましては、年数にいたしまして、少なくとも五年ないし七年かかりますのでその過程において、順々に地元の方が御了解いただけるような態勢になりますと、その他の地域につきましても伸びていくような形になると思っております。

それから第二の点でございますが、土地取得の問題に關しましては、先ほど申し上げましたように、山林地帯を主体といたしまして構成し、あるいは住居地域につきましては新住宅市街地開発法、それから官庁施設につきましては、一団地の官庁地区といたしまして、残りの学校施設につきましては、教育施設としましての都市計画上の法的な根拠が与えられますので、税との関係もございまして、都市計画法を適用いたし、それによりまして取用のできるような体制に持つていくということで、一応地元と県とわれわれとの間の話が進んでおります。この点で、一応県のほうでは折れている形でありまして、ただ純粹の区画整理法の形でございますと、免稅措置が講ぜられてまいりませんので、その点は地元の皆さんのほうに有利な形で御相談いたしたいというふうな考えでおるわけでございます。それから次の地元の方々に対する今後の対策の問題でございますが、これは農林省のほうにもいろいろお願いしておりますが、ある場合によりまして

は、その中に若干の耕地の減る方もございまして、そういう方に対しましては農業改善を適用していただくとか、そういう方向で、いま小野川地区につきましては農業改善事業を実施いたしておりますので、それと関連いたしまして、その他の地域につきましても、できるだけ、農業改善その他の方法によりまして、耕地が若干減りましたも、収入の上においては倍加するといふふうなことを考えていただく。あるいはまた事業費をいたしましては、先ほど申し上げましたように、少なくとも五年以上事業が続いてまいりますので、そういう点でまた収入の機会は非常にふえるということ、地元の方には決して御迷惑にならないようにしていきたい。それから、あわせて、先も御承知のとおり、土浦の工業団地は間もなく売られるような体制になってまいります。それから石岡の五十万坪につきましては、現在、三十八年度から買取に入っておるわけでございます。これらの全体を合わせまして、五十万という人口構成の連合の形で措置を考えております。それらの入ってきます工場につきましても、逐次そういう地元の方々を採用していただくような条件のできる工場を誘致したいというふうに考えておるわけでございます。

したがって山林地帯を主として施設をやつてまいりますと、どうしても島の形になってまいります。中間に農地が残りますと、山林地帯を主体としてある施設ができ、その施設の間には農耕地が残るといふふうな形になります。全体としましては、ある程度そういうふうな形に離しまして、——ちようど桜村のところでありまして、

まん中のところには総合的な住宅地帯をつくりまして、病院その他の研究機関の合同会議所その他のものを全部付設いたしまして、各研究機関に對しましては御迷惑をかけない、あるいはまたいままでのような非常に苦しい中で、東京で研究を続けてきた方々に對しまして、もつと落ちついた有利な態勢で研究が進められるような形にしていきたい。こういうことで工業技術院あるいは文部省の方々、各省の関係者と相談いたしまして、寄り寄り現在の施設の計画をいま進めておるところでございます。

〇落合委員 私の質問した中で一つ抜けておるのがあるのです。十六万の都市をつくるという都市化ですか、それの具体的なお考えを少し述べていただきたい。
〇谷藤政府委員 中心部につきまして南から北に向かひまして約十五キロ、幅にいたしまして約六キロくらいございまして、そのまん中に住宅団地ができることになっております。住宅団地につきましては先ほど申し上げましたように公益施設を全部つけることにならしてございまして、宅地造成と公共施設と公益施設、これの町づくりは住宅公園、建設省が主体になりまして仕事を進めてまいります。それから各上ものにつきますのは工業技術院関係は工業技術院のほうで予算をとりまして、その予算で建設する、あるいはまた研究施設の整備をいたすということになるわけでありまして、学校につきましては、官立学校がいまのところ大體三大学、これらにつきましては文部省のほうで一応予算をとつてつくるといふ体制になります。実際の建設の内

容につきましては、住宅公園に委託されるか、どういう形をとるかというところまではまだ着詰めてございませぬ、それから私立学校につきましては、現在すでに相当の学校がございまして、約三十三校くらい申し出がございまして、熟度の高いものが約二十校あります。それらのものはすでに自分のところで用地買取、あるいはまた施設費の金を用意してございまして、はやいつできるかといふふうな体制にまできておるものが非常に多いわけでございます。むしろ官立よりも私立のほうが早く進みそうな体制になっております。ですから新住宅市街地法を使いまして、住宅公園が全部住宅地につきましては一括仕事ができますので、それらを合わせまして全体としてやります。上のもの予算につきましては、各省が各研究機関の予算をとつて建設にかかるといふふうな形にならざるを得ない体制でございます。

〇落合委員 今回の研究都市の造成にあたりまして非常に大切なことは、新しく今度できる都市と首都の東京とを結ぶ交通機関の問題がきわめて重大問題だと思つております。そこで道路のほうにちよつと質問したいのです。が、今度できる筑波山ろくの新しい学園都市に首都東京から連絡する道を最初につくられるのか、あるいはいまの指定土地にまず都市計画の線に沿つて交通網の道をつくられるのか、その点はどうかが先になるのございませぬか。
〇三野説明員 東京と研究学園都市との連絡の道路計画につきましては、現在の形でございますと一級国道六号線が通つておりますので、これと地方

道とによつてとりあえず現在は連絡するといふ形になっております。しかしながら、将来の交通事情を考えますと、現在の一級国道六号では十分ではないといふふうな私どもは考えております。したがってこれに對処しまして、東京からの研究学園都市を經由いたしまして常磐地域に達します自動車道路の計画を持っております。それで現在の調査をいたしておるわけでございます。先ほど谷藤局長からお答えがございましたように、研究学園都市の建設にはかなりの時日を要するわけでございますけれども、この道路建設はこれよりも早くというわけにありはまいらぬかもしませんが、とりあえずは、現在の一級国道六号線にまだ若干の余裕がございまして、この部分的な改良をいたしまして交通処理をいたしておる。いずれこの交通事情の増加の状況を見まして、ただいま申し上げました自動車道路の建設に着手するといふふうな考えでございます。

〇落合委員 実はそこが非常に問題でありまして、学園都市がでさがる想定は十年後ということになっておりますが、一朝一夕に一年や二年で移転ができるものではないとせんし、その十年の間には、その学校、研究所、いろいろなものに携わつておられるたくさんな要員が行つたり来たりすることにちるんなるのであります。ことに学校でありますから、非常にたくさんな人たちの往復があるわけですが、この間、県で想定した地図を見ますと、筑波山の学園都市の中を通過して東京から直線で水戸の向こうの日立にまっすぐ線を引いて、そして国道二号線に並行

した道の想定図ができておりますが、あれは県でかつてにやったもので、国のほうとの相談でできたものではないのですか。

○谷藤政府委員 たいいま先生の御質問の道路計画でございますが、これは首都圏の中の整備計画といまして、市街地開発の区域の指定もしくは重要幹線道路の指定という項目がございます。前年度の三月三十一日の官報によりまして、この中で将来の首都圏計画、つまり五十五年までの首都圏計画の中で大体四十五年までの間に整備すべき事項として告示いたしました内容は建設省のほうでは今年度から始まります五十年計画によりまして、ちょうど、時間的には四十五年まで入っております。四十五年ごろには少なくとも学園都市では予算的に見ましても可能であるというふうには私たちがは考えまして、建設省のほうにもいろいろ御相談いたしまして現在のところは調査路線という形になっております。こういう形で告示になっておられるわけであ

○落合委員 いま一つわれわれが予想して、これは予想ですからあれですが、予想しまして、今度の学園都市の建設につきまして大きなそこの一つの支障が横たわっているというのは、移転してまいる研究所あるいは学園の多数の要員、その人たちが学園都市のほうに移ってまいる、その行程が非常に問題になるのでありまして、先ごろ聞くとところによりまして、そういう要員の家族を全員引越すと、う

うな考えのもとに国のほうでは進められていた。だからして交通路も急速にこしらえなくても、いまの交通路を修繕したり、あるいは、たとえば私鉄がある程度で、いまのままではこれは温存しておいて、そうしてゆつとつくりと計画を立てて東京からの交通路をつくるというふうなことを聞いておられるのですが、その点は谷藤さんどうなんですか。

○谷藤政府委員 たいいまの職員の問題でございますが、この点につきましては工業技術院、文部省とよく相談いたしております。実は私は研究所に十八年暮らしておりますが、研究所の職員のうちの半分は夜学のほうへ行っております。そういう形ではないといたしません。そのためには今度の計画につきましても特に文部省のほうにもいろいろお願いしておる。第二部のある学校、そういうものを先に持っていくということも考慮すると同時に、研究機関が移転するときは学校がもう運動しているというふうな形で私たちは施設の順序を考慮しておるわけでありまして、同時にまた、職員につきましても全員移ってまいりますので、学校のほうは大体全寮制の学校組織にしていただく、それから職員につきましてもできるだけ、もちろん東京付近に家のある方もございますので、全部引越せというわけにはいきませんけれども、現在宿舎なりそういうところに入っております方は全員引き取るということで、現在住宅地の中における宿舎計画が進められておるわけでございます。したがって、距離的に見ましても土浦まで来ていただければいいわけですか

ら、東京から通えないという距離ではございせんけれども、現在の職員構成といたしましては全員宿舎に引き取る、そういうふうな中高層アパートをつくっておるわけでございます。

○落合委員 要するに、いまの学園都市の移転問題で少しもやもやしておるもののかかっているのは、結局たまたまの職員の問題、人的な移動という問題に非常の原因があると思うのです。が、やはりその移転する人たちのあすへの不安ということが原因になっておるようなわけでありまして、家族の問題とか子弟の教育問題、あるいは都会生活者の地方に出る不安、あるいは乏しい生活をする研究者たちのアルバイトの問題、これなんかは非常に重大問題になってくるのですが、政府はこれらの対策をどういうふうにお考えおられるか。そうした不安や危懼が解消できれば本事業の大半の成果を得たといつても私は過言ではないと思つております。それはよほど小さなようでも、複雑であります。現在臨時行政調査会で行政機構の合理化方針が検討されつつあるとき、こうした流れを背景にした人員整理による異動計画ではないかというふうな疑念暗鬼な念を抱く向きもありませぬけれども、これはちよつと谷藤さんのなにはではないと思つて、これを機会に人員整理というふうな問題は起きてこないといふことは確言していただけますか。

○谷藤政府委員 私の専門外のことでございますが、当たるかどうかわかりませんが、私も実は先ほど申し上げましたように研究所に十八年おりました。研究所長もやってまいりました。現在の研究機関の中で職員の充足された機関はございません。これは現在おられます定員につきましても、むしろ研究所のような非常にじみな仕事をしなければならぬところには職員がなかなか来たらぬ。同時にまた夜学を卒業いたしますと、すぐみな逃げ出しま勢でございます。したがって、研究所の職員に對しましてはより以上の、優遇措置につきましても、あるいはまたその他のレクリエーション関係につきましても、十分な施設をやりませんといふと、東京におつてさえないが職員は研究機関に来てくれないうのが現実の姿でございます。したがって、研究職員の人員整理というふうな問題は、おそらく研究機関ではむしろ増していただかなければならぬのが現状でございます。減らさなければならぬという事態は絶対に生まれたいというふうには私では考えております。

○落合委員 どうぞそういうおそれのないようにひとつ御配慮願つて、私の質問はこれで終わろうと思つて、

○久野委員 次に、三木喜夫君。

○三木喜夫委員 数年かかちまして、数億円の金をかけまして、私の地元の姫路城をいま竣工させようとしておりまして、六月一日にこの竣工式が行なわれます。これは文部省としてしましても、あるいはこの文教委員会としてしましても、これに對して相当の金をつき込んでおられますので、これに對するところのかなりの関心を持っていただかなければならぬ、このように思つて、一、二点申し上げて当局の考えを聞き

たい、このように思つて、

たいへんな御努力によりまして、国宝が再び山陽道にそのりっぱな姿をあらわしました。関係当局のたいへんな御努力に對しまして、私は衷心より敬意を表するのであります。特に現地にありまして、設計から工事まで終始一貫変わらざる態度でこれを完成に導いた人々の努力も多しなればならぬと思つておられます。

そこで先般来、この姫路城の竣工に伴いまして、この竣工に努力したところの労務者の行くえといふものを、文化財保護委員会の職員として十分考慮してもらわなければならぬということ、内閣委員会、文教委員会が提起いたしました。文部大臣はこれに對して、なま首を切るようなことはいいたしませんという御答弁でありまして、私たちは非常に安心しておりました。しかしながら聞くところによると、私には職を失つて、その職の失い方も分限免の形でとられた。いろいろその間の事情もあろうかと思つて、しかしながら、非常な努力をして、りっぱな姫路城を再建していただいたその陰に、こうした泣く人があるというようなことでは、暗い反面が私は出てくると思つて。そこでその間の事情を一べんお聞かせいただきた。一体どうなつておられるのか。それが質問の要旨でございます。そのほかもう一件ございまして、けれども、一応姫路城の労務者の問題をひとつお答え願いたい。

○宮地政府委員 たいいまの御質問でございますが、分限免にいたしました者が三名でございます。この三名の方につ

たい、このように思つて、たいへんな御努力によりまして、国宝が再び山陽道にそのりっぱな姿をあらわしました。関係当局のたいへんな御努力に對しまして、私は衷心より敬意を表するのであります。特に現地にありまして、設計から工事まで終始一貫変わらざる態度でこれを完成に導いた人々の努力も多しなればならぬと思つておられます。

○委員長退席、長谷川(峻)委員長代理着席

きましては、私どものほうといたしましては、これらの人々に姫路市から通える場所をぜひあつせんたいと考へまして、国家公務員、地方公務員もさがしましたが、国家公務員、地方公務員で姫路市から通える場所というのは見つかりませんでした。現在まで見つかりません。それで私のほうといたしましては、補助事業を興しました広峰神社、円教寺、これは姫路市内にございますが、そこへこれらの方々に行つていただくように、お世話するから行かれたらどうですかということをお再三申しました。しかしこれらの方々はどうしても国家公務員か地方公務員でなければいけないということ、私どものあつせんたいといたしましては、結果にならなかつたわけでございます。したがって退職願いも出ないままでございますので、やむなく規定に従ひまして分限免の発令をしたわけでございます。発令いたしました後も私のほうの課長が参りまして当人たちと會つて、発令をしたので終わりだという態度をとることなくお話ししておりますが、やはり国家公務員か地方公務員ということでございまして、了承していただく段階になつてないというのがいままでの経過でございます。

○三木(喜)委員 補助事業の話で私も非常に心配いたしました。局長と数度話をいたしました。あなたの方のほうは補助事業に対しては説得する自信があるというふうなお話でございました。私はこれについてあまり深入りはいたしません。しかし今日こうなつて、本人たちはこれに対して提訴をしておるよう思うのです。そういう

う事実はございせんか。またあなたの方のほうで説得できるのだ、こういうことで補助事業を選ばれたようでございますが、それが事志と違ひまして、しかもあなたの方の直接の部下が長いと姫路城の勤務に携わつて、六月一日には晴れのペールを脱いで竣工式をしようというこのめでたいときに、そういう事態を起こしたということは、私に地元の一人として非常に残念に思ひます。この二つの点についてお聞きしたい。

○宮地政府委員 不利益処分ということで提訴をされるということは聞いておりましたが、正式に提訴されたかどうかは、私まだ通知を受け取つておりませんので存じません。

それから、私のほうでこれら分限免になりました三名の方を説得する自信があるというふうにお話ししました。私のほうでは、まあ形式ばりますが、そういうことで申し上げた記憶はございません。私のほうで申し上げましたのは、できる限り姫路市から通える国家公務員か地方公務員、あるいは多少遠くなつても家がついてる国家公務員か地方公務員という要望が大前提としてこれらの人々にある。しかし全部が全部の人々について一〇〇〇御満足のいくようなあつせんたいはなかなかむずかしいので、私どもが考へております。たとえば国家公務員ではないが、地元から通える、そういうふうなあつせんたいにも先の方々が歩み寄つていただければ、そういうふうにしつたというふうな気持ちも申し上げたつもりでございますが、誠意を持つてそういうことをお話し合ひすれば応じていただけておるやうな期待はございました。

が、そういう自信があるということをお話し合ひした記憶はございません。いざ申し上げた記憶はございません。いざまだ就職されてない。それから、あつせんたいは人事院に提訴するという事態になりかかつておるといふことは、まことに遺憾には存じておるのであります。以上のとおりでございます。

○三木(喜)委員 いま、分限免になつた者を続けてあつせんをするという努力をやつておる、こういうお話ですが、これは国家公務員、地方公務員には私は無理だと思ふのです。そこで、何の努力をされたのか。そしてそういうことは可能なのかどうか、この点についてお聞きしたい。

○宮地政府委員 こういう場所です。上げるのはいかかと思ふのでございしますが、私のほうの課長とこれらの人はもう十年來の間柄でございます。そういうふうなことで、役人とか、あるいは課長と課員という立場を離れまして、人間的な話し合ひも非公式にやつておるようでございます。そういうところでは課長としてではなく、課長の名前をあげまして、あなた個人にお話ししたくのなら応じてよいといったような話もいままで途中にあつたようでございます。そういうふうなことで、まあいろいろ人間的なつながりもございしますので、話し合ひは、私のほうはやはりお世話をしたほうがいいのではないかと。ありがた迷惑だからもうしてくれなとおつしやらない限り続けてあげたほうがいいのではないかと。お聞きしておきたいのですが、これ

らの三人の人は、当時の新聞によりまして、あなたの方が言つたか言わなかつたか、結果的にはこれらの人々がまだ就職されてない。それから、あつせんたいは人事院に提訴するという事態になりかかつておるといふことは、まことに遺憾には存じておるのであります。以上のとおりでございます。

○三木(喜)委員 もう一つこれについてお聞きしておきたいのですが、これら

○宮地政府委員 私のほうの課長の話で、そういうことを私は課長から聞いております。

○三木(喜)委員 こういうふうな不名誉な措置をひとつ早く是正していただくことを願ひしまして、第一の質問を終わりたいと思ひます。それから次の問題ですが、これは私

暗々裏に聞いておつたのですが、特別史蹟の中に自動車教習所ができる、こういう企てが姫路のほうでできておつたようであります。法人格で申請書を出しているというふうなものもあるようですが、しかし、一方で白鷺城を再現しようという重大な努力をしておられる。その特別史蹟のどまん中にこういうふうな自動車の練習所をつくつて、しかも地元民の反対、姫路市長も二回にわたつて反対の副申書をつけた。にもかかわらず、文部省はこれについてこの申請を許している。いま工事が進行しておるといふことは、これもどうもあなたの方のやつておられること、それ自体に矛盾するやうに思ふのです。この点についてお聞きしたいと思ふのですが、そういうことはございせんか。

○宮地政府委員 御質問の点は、姫路市のお城の外堀の近くに白鷺園という福祉法人がございまして、そこが建物を改築する。そういうことに関連しまして、その財源捻出のために自動車学校をつくりたい。そのために一部現状変更の申請があつた。そのことを御指摘になつておるものと考へます。

この問題につきましては、私のほうといたしましては、もちろん姫路城の内堀の外でございまして、指定地域内にそのような施設をすることは好ましくないと考へておりました。しかしながらこの福祉法人は養老院といったような福祉事業をいたしております。その施設が改築をしなければならぬ。そのために厚生省のほうからも補助金が出る。しかし自分の負担をすなわち金額がないということで、一時的にそういう社会事業をするための財源捻

出という見地から臨時的に自動車学校をつくりたい。それも年限を切りましてやりたい。それから自動車学校といましても、東京あたりの自動車学校と違って、台数は十四、五台の台数で、ごく内輪な形でやりたい、こういうようなこととございます。その地域は姫路城の北辺に当たっており、その周辺には市民住宅あるいは刑務所その他いろいろな建物がございませぬ。それで、そのいろいろな建物がございませぬ。また目的が、厚生省から補助金をもらってやるような仕事の財源捻出のためにごくわずかの期間というふうなことでございまして、私のほうは必ずしも適切とは思いませんが、そういった性格等を考えまして、また姫路市、兵庫県、いずれも、できることならというふうなことでございまして、私のほうとしましては、重要な条件を付しまして許可をいたしました。

○三木(喜)委員 厳重じゃないですよ。朝日新聞が書いておるのだから、私はこれは間違いないと思うのです。近く、県へ申し入れを行なう、市会建設委員会が城内自動車学校に反対として、「姫路市議会建設委員会は十一日開かれ、姫路城特別史跡内で工事中の自動車学校問題について審議した結果「城の環境整備に支障を招く」として自動車学校設置反対を正式に決めた。近く文部省、県に申し入れることにした。この日の委員会には石見市長、小野寺助役らも出席、各委員が「自動車学校設置に市は当初反対の副申書をつけていながら、なぜ賛成に回ったのか」城の環境上、市はどう考

賛成していない。二回とも反対の副申書をつけたが「云々」しかし文部省が認可した工事を中止させる権限は市にない。いまのところ仕方がない」と答えた。このため委員会では工事の中止は望めないにしても、市の意向に合わせて、委員会としても公式な意向を表明する必要があると、設置反対を決めた。現在あなた方はこれは設置許可された。そして市長は二回にわたってこれについて副申をつけておる。現在それら起ってきた。こういうふうなことを——地元ということはおそらくはり意思を代表しておると思う。こういう状況が出てきたのは、これは姫路市にも問題がありますけれども、最初あなた方も、おっしゃる通りにこれについては好ましくない、このように考えておると言っておきながら、なぜこんなものを許したのですか。その間に地元では黒いおわさが流れておるわけなんです。私は非常に遺憾に思っています。こういう特別史跡の中でこういうことをやっておきながら、それについて正當な理由はないじゃないですか。好ましくないあなた方は思っておるが、それがどういふ事業をしようが、こういう事業をしようが、史跡には非常に影響しますよ。自動車練習所をやる。それは目的が養老院だ。何にせよ、どこへでも自動車の練習場はできませんよ。なぜ史跡の中でやらなければならぬのか。そういうことをいって、比叡山もどんどん自動車道を拡張したりいろいろなことが行なわれ、なしくずし的に文化財保護の法律というものが空文化しておる。そういうふうに思っています。あなたのいま

おっしゃった市民住宅があるとか刑務所があるとかそれらはずれておる、こらうおっしゃいますけれども、厳重な調査をされましたか。テレビが見えなくなるという市民は反対しているのではありません。賛成ではないのですよ。いろいろなきさつを経て——このいきさつはあとで申し上げますけれども、賛成というふうなことが一部出てまわすか期間許したら、その文化財は踏み荒らされてしまふじゃないですか。それを保護するのがこの保護法じゃないですか。そういう法の管理のしかたをしてもらうということになる。と、まことに心外です。その点についていただきたい。どうもあいまいです。

○宮地政府委員 私ども文化財保護の立場から行政いたします場合、文化財がすべてに優先されたいという期待を持って仕事はいたしておりますが、現実には文化財ばかり通るといったような行政は、必ずしも文化財保護のノリに傾いて結果的には所期の目的を達するかどうか疑わしい面もございします。したがって、考え方といたしましては、この東京でも江戸城周辺に高速道路等いろいろできました。できることなら、文化財だけの立場から申しますれば、ああいったようなものはないのが望ましいわけでございます。しかしながら公益的な観点から、姫路城の地域内の福祉法人がやるうといはしましたこと自体は、私のほうは望ましいとは思いません。しかしながらやはり社会福祉事業も国のためになる

ことでもございませぬ。そういうったような考え方、それと、姫路城の総合整備計画というのを姫路市と相談してある程度考えております。ところがこの姫路城の総合的な整備計画を完全に実現しますのには、まだ三年うちとか五年以内には周辺の外堀から中にあるものは全部立ちのいてもらうとかいったようなことは、現実の具体的な計画としては無理でございます。そういうったようなことから、将来の総合計画に暫定的にやることであれば支障がないのではなからうか。これがずっと自動車学校が居すわってしまふ、あるいは大きな鉄筋コンクリートの建物を建てられてどうにもならないというような性格のものではないれば、福祉法人でもあるといたしたような観点、それから県なり市なりの要望も勘案いたしまして、私のほうは許可した次第であります。

○三木(喜)委員 私は宮地局長の言われることに大きな誤謬があると思えます。文化財オンリーでいけません。なるほどあなたは文化財保護の冊子の四八ページにそのことを書いておられます。「元来、文化財の保護と他の公益事業とは、それぞれ社会的な存在理由をもち、しかも、互に比較することのできない異質的価値をもち、その重要度を比較判定することはきわめて難しい問題であるだけに、学識経験者をもつて構成する文化財専門審議会の意見をも徴したうえで、云々、こういうことを書いておられますが、これは意見を徴してやったのかどうかということ、あなたの考え方の中に非常に問題になる点は、公私を混合しておる考え方がないかということ。

高速道路ということになれば、国と

いう大きな意思があるのです、あるいはまた県という大きな意思があるので、そういうような公共の立場で受けけれども、これは営利の立場で受けられる。いうならば法人の名前で受けけれども、私利を営むのです。その持つていくところは社会福祉かもしれませぬ。その先のことを——私はそこで養老院をこしらえるというならこれは問題がないと思っております。しかしながら一つ飛んでおるじゃないやませぬか。公と私ということ、営利と公共事業というこの考え方の上に立つたら、公共の立場をとればあなたが言うようなことが成り立つと思っております。ところが違わうです。金もうけをするのです。金もうけして持つていくところがこうだといふのです。そうすると、姫路のまん中で、しかも史跡のたいへん大切なところで、いかがわしいことをやっても、その先がよければいいという論理が成り立つ。そんなことをすれば何が許されるかわからない、こういうことになるのです。現に住民の意見を聞いてみますと、テレビが見えなくなる、そして学童があぶない、こういうふうなことも言っておるのです。あなたの考え方の中に公私混淆——公の場合は、あなたの考えはそれでいいが、そうじゃないのです。これは私的なものですよ。養老院が建つか建たぬか、これから後の話で先はわからないのです。いま金もうけするといふのです。そして文化財を荒らしてしまう。その上に立つて、しばらくならばだいいじょうぶだろう、そういうような考え方でやってもらったら困ると思っております。あなたは文化財保護法によってそれを監督する法の番人じゃないですか。そういうことを

言ってもらっては私は困ると思うのですが、それでいいのですか。

○宮地政府委員 私の場合は、姫路城の総合的な環境整備を長い目で計画いたしております。したがって、総合的な環境整備が実施される場合には、それ以後もこの施設があるということであらば非常に困りますが、総合的な環境整備が実施されるまでの間でもございまして、また自動車の台数は十五台以内ということもありませんし、いまおっしゃいましたようにテレビが見えないとか学童がどうという問題は、現実には起こらないように私も判断いたしました。と申しますのは、この白鷺園の自動車学校というのは、所有者は別ですが現在白鷺園のそばの敷地であるわけなんです。そこから、聞くところによりますと無償に近い低廉な金で土地も借りておるようございまして、そういったようなことから、私のほうは文化財を保護していく場合に、ないほうが好ましいのですけれども、全体の総合的な整備計画の推進には支障がないし、またそのおやりになることが厚生省から補助金が出るような建物の改築の財源に充てようということでもございまして、必ずしも望ましいとは思いませんでしたが、一時的に許可しても重大な支障はないであろう、このように考えたわけでございます。

○三木(喜)委員 地元からこういうような議会の反対まで起こってきた。それでも、許可をおろしたものはどうにもならぬと市長は言っているのです。が、こういう反対が起こってもそれを許しておくのですか。それからまた、あなたのお話の中で総合計画とおつ

しやるのですが、国費を何億円もこれにかけてやっておいて、その周辺がたんなりのまん中でも、いま奈良の文化財を発掘しておるじゃないですか。姫路城は現に特別史跡としてあるじゃないですか。それを総合計画ができていないからここを許してやるというように、こういう便宜主義的な考え方は、ために答弁される答弁だと私は思うのです。そういう言い方は、姫路城開闢の総合計画はないのですか、まだ文化財が埋もっております。だから備前門のあとを姫路市が照明設備をするというので、掘ると、礎石が出てきた。それが備前門という大事な文化財の史跡です。そういうものがほったらかしてあるのです。だからこそ、もう少し国の管理において埋没しておるような努力をしてもいいというところを言ったのです。総合的な計画がなければ、何のために姫路城に手を入るか、何のために国宝としてやっているか、わからないじゃないですか。ただお城の天守だけを改築して、それで事足りるというあなたのお考えですか。それでは法の番人としても、あるいは文化行政としても私は十分でないと思うのです。そういう考えですか。まだできていないのですか。

○宮地政府委員 私は総合的な整備計画がないと申し上げたのじゃないかと申して、総合的な整備計画を持っておられます。ただその総合的な整備計画を、実施していくまでの期間内に取り扱われるという前提であるから、総合的な整備計画を実施していくのに重大な支障がないというふうにお申し上げたのでございます。

○三木(喜)委員 そうしますと、これと似たようなものをほかが申請したというときにも、しばらくはまだそこがいておるのだからかまわないというケースが出てくるわけですね。これは重要史跡、特別史跡というものの取り扱いをどう考えたらいいかという基本的な問題があるのです。それは史跡でも何でもないあき地か何かないんです。ここは特別指定にしておるじゃないですか。その考え方がすでに間違っていないかということをおつ

○宮地政府委員 たとえば平城宮に例をとりますと、平城宮は三十万坪の特別史跡なんです。その中に人家が相当建っております。これは人家が密集しておることも将来は発掘したいという計画は持っております。しかしながら、第一次段階はいたしましては、人家が密集していない二十万坪ばかりを十二年計画で掘っていくという計画を持っておられます。したがって、そういうような場合に、人家密集地帯で四畳半くらいの家の建て増しを、したい、地下遺構には傷つけません、仮設工のような家を建てたいというふうな人がある場合には、私のほうは原則として総合的な発掘計画を遂行するのには支障があるときにはおつ

考えまして、私のほうは総合的な実施計画を持っておられます場合に、その過程において、その実施計画遂行上支障がなければ、当事者の切なる要望も、もちろんあまり悪いことでは困りませんが、普通の場合には許してやるのもよいのじゃないかという態度をとっておるわけでありまして、ケース・バイ・ケースでやっております。以上のような態度をとっておりますので、姫路城の場合も総合的に、その辺に先生御承知と思っておりますが市民住宅が数十戸建てておられます。ですからこの自動車学校、福祉施設はもとより、市民住宅、これらのものは昔はなかったのですから、姫路城の総合的な環境整備をやる際には、これらのものについておつ

○三木(喜)委員 どうもあなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

ないからですよ。自動車学校をこしらえるというものは国の自動車学校制度がうまくいっていないからだと、こういうことが言えますか。そういうような観点に立つと、住宅と一緒にするということもおかしい。特別史跡じゃないですか。そういう考え方で、いま利益追求をしておるんです。何に使われるかわかったものではない。まだ私は検討してみないからわかりませんが、しかし今度姫路城に行かれたら、もう一回よく見て、そうして姫路市会ともよく連絡をとっていただいで、現に市会がそういう決議をしているのですから、お考えいだかぬと、何のために法律をつくり何のために法律の番をしていただいでいるかということが非常にあいまいになってくる。なお、あなたのお話の中では、ここに鉄筋コンクリートのものを建てない、こうおつ

○三木(喜)委員 閣下、あなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

○三木(喜)委員 閣下、あなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

○三木(喜)委員 閣下、あなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

○三木(喜)委員 閣下、あなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

○三木(喜)委員 閣下、あなたのお話で、私は納得がいけないのです。住宅がないという小市民の切なる気持ちというものは、そのために建てるといふことは一つの必要悪で、これはかたがたは、これはよいというものは、これはよくありません。ここに建てようというものは、住宅というものは、公的なものでなく、付随的なものでなく、新たに自動車学校をつくるんです。利益追求ですよ。ケース・バイ・ケースでそれをこつち当に当てはめると、もっともつと拡大解釈ができてくるわけですよ。これは利益追求だということをおつ

の委員会で比叡山の自動車道路について御質問したのですが、今回の比叡山の自動車道路は文部省から許可がおりたのでございますか。

○宮地政府委員 審議中に諮問中でございます。

○落合委員 諮問中の場合には、実際の工事なら工事に手を下してもいいのですか。

○宮地政府委員 諮問をいたしました私のほうで許可が不許可が決定をするまでは、工事に手を下されては困ります。

○落合委員 そういたしますと、今日すでに比叡川の方面には、自動車道路と想定されるようなところの大きな杉の木をどんどん切っておる、これは御承知ですか。

○宮地政府委員 承知いたしております。

○落合委員 どうぞその点はひとつお調べになって、はっきりとした方法をとっていただきたいと思ひます。

○久野委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 あとで三木委員から法案の質問がありますので、短時間にお聞きします。

きょうの新聞で修学旅行の料金について、全国の旅館協会が一斉に値上げを決定した。これに対して公取のほうでは公取法違反だというので異議を申し立てておる記事がございますが、結果はどうなっておりますか。

○牧説明員 公正取引委員会におきましては、全関東団体旅館協議会と、それから関西団体旅館連絡会、この二つの事業者団体に対して、修学旅行団体の宿泊料金と、それから修学旅行団体の宿泊接遇基準と申しますか、

サービスマン基準ですね。こういうものをきめておることは違反だという結論を出しまして、昨日、いま申しました二団体に対して勧告書を渡してあります。これに対して勧告に承諾をしないかというのを求めまして、この回答の期限は関東のほうは応諾期限が二十五日でございます。それから関西のほうは三十日ということになっております。その間に勧告に承諾するかどうかの回答がございまして、勧告と同一旨の審決がな行なわれる。それから勧告に従わないというような回答がございまして、公正取引委員会といたしましては、あらためて審判開始決定というような手続になると思っております。

○山中(吾)委員 公取の方も、私文部省へ質問しますからお聞き願ひたいと思ひます。

修学旅行につきまして、文部省のほうでは修学旅行の困難な者に対しては補助まで出しておる。したがって文部省としては重要な教育行事として援助もされ、補助も出しておるのですから、重大な関心をお持ちになっておると思ひますので、その点は公取との横の連絡をとって、そういう一般の物価の問題とよく連絡をとって、やたらに引き上げるというようなことのないように御検討願ひておるのかどうか、局長にお伺ひいたします。

○福田政府委員 この修学旅行の旅館の宿泊料の問題につきましては、これは数年前からの問題でございます。私も私どもとしては文部省が直接これについてどうこうということはない、いろいろ困難性がございますけれども、おっ

しるるように事実上修学旅行の児童、生徒に對しましては非常に重要な問題でございます。したがって問題のあるたびに、公取の事務当局とも十分連絡をとりながら従来やってまいりましたわけでございます。しかしながら現実問題としては、これがなかなかいろいろ困難な問題がございまして、私どもの希望するところにはいつていないというのが現在の状態でございます。

○山中(吾)委員 いろいろなことを聞きたいのですが、時間がありませんで、結論だけお聞きします。

この記事を見たときに、どうも教育政策上まことに遺憾だと思つたのは、同じ高等学校の生徒で、全日制の生徒は六百元を八百円に上げようとする。定時制の高等学校は現在の七百円を千円。高等学校の生徒を定時制と全日制に区別しておる。これは公取問題ばかりでなくて、文教政策の問題だと思つたのです。学校教育法において高等学校に全日制と定時制というふうなものを差別せぬならぬという思想は一つもない。また一方には池田総理大臣が閣議で全日制と定時制に就職を差別してはならないといつて、全国的にいろいろと各会社に勧告をした。その結果は十分その目的を果されてはいない。調べてみると、大きい会社はやはり定時制の者に対しては狭き門として差別を残しておる。ところが今度は修学旅行の宿泊料で差別しておるというのには、ぼく

はこれを見て非常に暗い感じがしたのですが、これくらいは法律上権限がないというのでなしに、話し合いをして、私はこういう機会に直すべきだと思つたのですが、これは大臣からひとつ御意見を聞きましておきたい。

○灘尾國務大臣 従来からの経過もあろうかと存じますので、まず初中局長から一応お答えいたさせます。

○福田政府委員 この点につきまして、おっしゃる通りに私も教育的な見地から好ましいことではないと考へております。ところが御承知のように定時制高等学校の生徒の中には、年齢もかなり高くて、職業についております関係上、せびろを着て修学旅行の際に行くとか、あるいはまた、年齢の関係上旅館の側から見ますと、たばこを吸っておるとかいうような関係で、一般のサラリーマンと変わらないような状態で修学旅行をするというふうなことから、実際上やはり一般の高等学校の生徒とは区別して旅館側では高くしたいというのがございまして、そういう点から非常に好ましくない結果が出ております。これは御指摘のとおりでございます。私どもとしてはそういう点から申しますと、全日制高等学校の生徒と定時制高等学校の生徒とは教育的に何ら区別する理由はございません。で、修学旅行の際も定時制高等学校の生徒も制服制帽で修学旅行に行つてもいいというふうなことで、実際上学校当局にはできる限りそういう指導をしてまいっておるわけでございます。したがって最近はいよいよ学校当局も反省してまいりまして、修学旅行にはやはり制服制帽で一般の全日制高等学校と同じような状態で行くというふうな傾向になってきております。しかしながらいま申しましたような実態がございまして、旅館側としてはできただけ区別できるものは区別していいという傾向があります。これは、残念なことでございます。

○山中(吾)委員 質問は長引かないようにいたしますが、日本の修学旅行というのには、家庭が貧困であるために学校時代に一回は学校で習つたものを教育実習として見させるという外国と違つた特別の意味がある。だからこそ修学困難な生徒、児童に對して、この法律で国が修学旅行費を補助しておるのです。そういうふうなもので、せびろを着ておるからといって、その待遇が違ふということはそのまゝ黙認しないで、説得して直してやるのが文部省の仕事だと思つたのです。ことに一方は働らきながら学校に行つて定時制の生徒なんで、むしろその子供には安くしてやるという常識が出るはずで、制服を着ていないからという理屈をただ局長がまああまと言つてなごめておる、そんな問題ではないと思つた。

これは公取の勧告があるときでありまして、いい機会でありますから、少なくとも高等学校の全日制、定時制は一つにするようにしていただきたい。私は公取の物価問題には触れません。文教政策としてそれくらいは考えていない、私はこの裏にはやはり全日制と定時制との差別観があると思つた。定時制のほうは学校教育としてはいたしたものでないという考え方があつたに違ひない。何となれば、新聞を見ると、定時制の生徒と各種学校の生徒は千円と書いてある。だから全日制というのはほんとうの学校で、定時制は半分の学校で、各種学校は学校ならざる教育だ、こういう議論もこの間したので、この機会にこういうものを是正さすように御努力を願ひたい。ぼくはきつと旅館組合はわかると思つたのです。原価

計算の問題があるから、高い、安いは別です。しかし区別するということが、これは直してやるべきだ。事実そういうことの中に定時制の生徒の劣等感も入ってくるわけです。就職をするときには差別をされ、修学旅行の宿泊料は高く取られるというものは、現実に定時制の高等学校の生徒が——いつか新聞の投書にも出たことがあるし、そういうことを言っておるのですから、ささいなことであるけれども、私はこの機会に直していただくことを要望しておきます。

○久野委員長 次に、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。三木喜夫君。

○三木喜夫委員 時間も過ぎておりますから、ごく簡単に疑問点について、また基本的な問題についてお聞きしたいのです。

短大を恒久化するというこの法案が出てきました。しかしながら疑問が残っております。中教審その他国立大学協会、こういうところで大学制度をいろいろ審議する、あるいは教育制度の根本的な改正をねらって考えておられる。そうすると、いま恒久化というが、恒久化がまた暫定化になるおそれがないのかどうか。そういうものが出てきたときには、恒久化をはかったと言いつつ改変されるのではなからぬかという一つの心配がある。この点について、基本的な問題ですから御答弁をいただきたいと思うのが一つ。全部まとめて申し上げておきます。

が、この恒久化の中身について新聞あたりでもいふんいふんいろいろ論議したわけですが、まず短大側の意見と文部省側の意見との食い違いはないか、こういうことが第二の問題点です。

第三は、大学志願者急増対策として、これは最近文部省が四十一年度目標で検討していることで発表されておりますが定員十万人ふやす、そのうち国立一万、公私立六万、短大三万、こういう比率を出しておられて、これについてわが党からいろいろ質問もいたしました。私立に対して六万の負担をかけるならば、これに対して文部省としてどういう対策を考えておられるのか。負担だけかけて、国のこれに対する補助というものが根本的に検討されておらなかったら何もしないと思ってしまう。したがってこれについては、私大側でも短大側でも、自民党の政調会文教部会あたりと話をされて、相当話も煮詰めてこられておるようでありませう。政府のほうでもこれについて、文部省の大学設置審議会と私大審議会との間に話し合いを持たれておるようでありませう。そこでかなり見通しを持っておられるだろうと思ひます。アドバンスだけ上げた、あるいはこう薬ばりの改正だけをやって、一向大学教育の力づけにならない、底力が出てこない。また変えるのではないかといい心配がありますので、以上三点について、端的にわかりやすく御説明願いたい。

○小林(行)政府委員 このたび御提案申し上げております短期大学制度の恒久化に関連いたしましたので、御指摘のございましたように大学制度全般につきまして文部省としては中央教育審議会

に諮問し、昨年答申をいただいておりますわけでありませう。この答申の中にも、この短期大学制度の改善に關しましては触れておるところでございまして、今回の改正は、いわば中教審の大学制度改善の答申の一環というふうに見て差しつかえないと思ひます。したがって、現在四年制あるいは大学院の制度の改善等については、いろいろ関係者あるいは学識経験者が集まって検討してまらっておりますが、そのほうの意見がまとまり、措置すべきときがまいりました。現在の短期大学制度の改善はこれによって影響されることはなからうと思っております。したがって、この恒久化が、ただいまおことばにございましては、暫定的なものになるということにはならぬというふうには私どもは考えております。もちろんこの短期大学における教育内容につきましては、御承知のように短期大学の設置基準というものがございませう。これはやはり時世の進展に応じて専門的な見地から今後検討していくべき課題かと思っておりますが、制度の問題につきましても、これがこの恒久化改善が暫定的になるというふうには考えておりませう。

次に、制度改善の中身の問題でございませうが、御承知のように、短期大学関係につきましては私立の短期大学協会、あるいは公立の短期大学協会、あるいは公立の短期大学協会というふうなものがございまして、それぞれその方面の関係者から、多年この制度の恒久化について御要望のあったところでございませう。その御要望の概要を申し上げますと、まず第一に私立の短期大学協会とされましては、短期大学の制度を恒久的な制度にしたい。それから

恒久化に際しては、大学教育のワケの中に置いてもらいたい。それからその目的、使命等については、従来のものに対しては、はなはだしい変革を加えないようにしてもらいたい。それから名称は、現行どおり短期大学という名称にしてもらいたいというふうな、その四点についての御要望があつておるわけにございませう。今回の制度改善もこの短期大学協会の御主張と全く同趣旨のものにいたしておるわけにございませう。

また、公立の短期大学協会のほうにおかれましては、この名称について、あるいは法律の規定の方法につきまして御要望があるわけにございませうが、この点についても、私庭はございませぬので、いわゆる短大側との点について意見の相違があるというふうには考えておりませぬ。

次に、大学の入学志願者急増対策に關連してのお尋ねでございませうが、文部省といたしまして、要するに高等学校入学者の増加の波が、四十一年には大学の門に到達することに對しまして対策を練らねばならぬということから、いろいろ入学志願者の急増に關する推計をいたしておるわけにございませう。推計の方法にいろいろなファクターがあるわけにございませうが、まだいわずに文部省としての最終的な対策をきめたわけにございませぬ。ただ私どもの考え方として、こういう推計はいかがであるかという一つの案をつくりまして、それぞれ関係の方々、ことに大学の専門家たちと相談をいたしておるわけにございませう。御指摘のございましたように、現在私どもの推計いたしましたところでは、この四十一年のころにおきまして、現在程

度の入学者の率を一応確保するものとしたら、現在約二十八万の入学者がございませうが、それに対して十万人くらい入学者のワケを広げる必要があるのではなからうかということにございませう。その際、四年制の大学と短期大学にこれを分けますと、従来の学生増募の比率から申しまして、大体四年制の大学は七万、短期大学のほうは三万といったような比率でよいのではなからうかというふうな考えをたわけてございませう。その四年制の大学の七万のうち、国立は一万程度、それから私学で六万程度というものが従来の実績にかんがみて、大体妥当な線ではなからうかというふうな考えをたわけてございませう。もちろん私学で主として担当してまらう形になります約九万というものも、増募に關連いたしまして、当然国としても、私学に対する経済的な援助の方策は考えなければならぬと思っております。現在いろいろな資料から一応の推計はいたしておりますけれども、これもやはりそのふえる学部学科の内容等によって非常に大きな数字の開きが出てまいりますので、もちろんこれも確定したわけにございませぬ。また文部省としての方針が大体きまりましても、財政当局との折衝も当然起こってくるわけにございませう。しかしいづれにいたしましても、この急増の時期におきまして、私学がいわばワケを広げて受け入れてくれる数に對しましては、政府としても、当然従来に増して非常な努力をして裏づけをしていくべきものというふうな考えをしておるわけにございませう。

○三木喜夫委員 最後に御答弁になりました点については、これは十分考

ていただかなかつたらいけないのではないかと思うのです。これは自民党のほうにいたしましても、社会党のほうにいたしましても、私学側にいたしましても、文部省でもその必要を感じておられるのですから、来年度どういう意気込みでやるかということは相当重大な問題だと思えます。高校急増の問題、これと今度は関連してきますので、十分考えてもらわなければならぬかと思えますので、以上要望して、私の質問は終わりたいと思えます。

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

文教委員会議録第二十三号中正誤

八段 行 誤 正
九四 五勢力 努力

